

預金契約と銀行の事前審査：金融仲介機能の考察

東北大学大学院 石田裕貴

預金契約によって資金を調達して、それを貸出に回すというのが金融仲介機関としての銀行の機能であろう。この機能を果たすために、銀行はバランスシートの負債側で預金者と、資産側で企業とそれぞれ個別に契約を結んでいる。一般的に、預金者とは預金契約、企業とは標準債務契約が締結されるが、なぜこのような契約の形態が金融仲介として普及しているのか？本論文では、企業、銀行、預金者の各経済主体を考え、預金契約と銀行の事前審査をするインセンティブの関係に焦点を当てることによって、この問題に対する一つの解答を与える。

貸出市場にはリスクの高い企業と低い企業が存在することにより逆選択の問題が生じていて、銀行の事前審査の技術がその借手企業のタイプを判定するのに必要である状況を考える。しかし、銀行の事前審査にはコストが掛かるので、適切なインセンティブが与えられないと銀行は審査をしないというモラルハザードが生じる。この設定の下で、Jean-Baptiste(1999)で議論された預金契約が、銀行自身に適切に事前審査をする誘因を与えることを明らかにする。

より具体的には、以下の三つの金融契約の形態を比較する。一つは、預金者が直接、企業に投資する場合（「直接金融」）で、このとき両者の間で結ばれる契約は標準債務契約の形を取る。事前審査の技術を持たない預金者は良質の企業を選択することができないので、預金が企業の投資資金に回らない。二つ目は、「間接金融」と呼ぶもので、預金が銀行を経由して企業に融資される形態であるが、預金者と銀行の間、及び銀行と企業の間が標準債務契約で締結される。この場合は、預金者は銀行の事前審査をしないというモラルハザードを予期して銀行へ預金されることが示される。最後に、預金者と銀行の間は預金契約で、銀行と企業の間は標準債務契約で結ばれる「預金契約」を考察する。この金融形態の下では、銀行が事前審査を行ったか否かについて期中に得られるシグナルに基づいて預金が引き出されうる。この預金引出の可能性が銀行の事前審査をするインセンティブを与えるので、「直接金融」、「間接金融」と異なり、銀行の金融仲介が機能する。